

会 議	総 務 教 育 委 員 会 会 議 録
日 時	令和6年3月18日（月曜日） 開会 午前 9時10分 閉会 午前 9時34分 散会 午前 9時35分
場 所	第2委員会室
出 席 委 員	委員長 廣 野 房 男 副委員長 岩 本 知 帆 笹 野 康 男 稲 吉 照 夫 黒 木 一 吉 本 智 明 藤 本 和 美 (議長 藤 江 徹)
欠 席 委 員	なし
傍 聴 者	野坂純子議員 松本忠明議員 長谷川 進議員 田境 毅議員 都築幸夫議員
説明のため会議 に出席した者	町 長 成 瀬 敦 副 町 長 大 竹 広 行 企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 総 務 部 長 林 保 克 消 防 長 小 山 哲 夫 総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 長 谷 優 一 郎 総 務 部 次 長 兼 人 事 秘 書 課 長 山 川 真 知 子 企 画 政 策 課 長 柴 田 淳 一 DX推 進 担 当 課 長 内 海 敏 明 予 防 防 災 課 長 吉 田 孝 正 防 災 安 全 課 長 小 川 真 護 総 務 課 主 幹 藤 田 美 香
議会事務局職員	議会事務局主幹 斎 藤 久 美 子

<p>議に付した 案 件</p>	<p>第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について</p> <p>第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p> <p>第5号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について</p> <p>第6号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について</p> <p>第7号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について</p> <p>第8号議案 幸田町情報公開条例の一部改正について</p> <p>第9号議案 幸田町犯罪被害者等支援条例の制定について</p> <p>第10号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について</p>
----------------------	--

委員長 皆さん、おはようございます。総務教育委員会にお集まりいただきありがとうございます。

今年は何といっても正月の能登半島の地震から始まって、向こうのほうは今日も強風なんですけれども、地震の後も雪だとか雨だとかで本当に向こうの地方の方は大変だなと思っております。

それで先月の第2土曜日でしたか、我々の地域でやっております里山整備活動にいつも十人前後の大学生と一緒に活動を支援してくれるんですけれども、その中に富山県出身の女子大生がおりまして、それで里帰りをしていたときに地震に遭って、それで震度6弱か強かは分かりませんがそれぐらいの地震があって、私のうちは倒れちゃいましたといって明るくしゃべっておるものですから、ちょっとびっくりしちゃったんですけれども、そうやって明るくやっていたことがありがたいなと思ったわけなんですけれども、後でその大学の先生に聞いたら、あの子がここに来たのかとびっくりしてましたけれども、そうやって何か気休めでも何でもいいですけれども、こういった社会貢献活動に地域に来ていただけるということは、本当にありがたいなと思っております。

それで我々はその地震に関しては、何だか知らないけど富山県の情報はなかなか入らないというようなことで、実際に富山県でも90世帯ぐらいが全壊して、1,300世帯ぐらいが一部損壊だとか、そういうような被害が出ているというようなことで、たまたまライフラインのほうがそれほど悪くなくて、何とか被害に遭った方も能登のほうよりも安全というか、暮らせているのかなと思いますけれども、そのときもその子の親は一時的に避難場所に行きますというようなことを言ってましたけれども、富山県は日本で2番目に地震の少ない県だということを言われておりまして、当時はその評論家の方が地震が少ない県だからといっていつ来るかは分からんというようなことを言っておりました。それはいつここにまた戦後の三河地震が来るかも分からないよというようなことで、地震が少ない地域だからいいというわけではなくて、やっぱり備えておかないといかんというようなことだと思います。

今、町の職員の方がこれからもずっと常駐されて、もしこちらで起きた場合にどうするかというようなことを事前に勉強していただいて、こちらへまた持ち帰っていただくと非常にありがたいことだと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいなど、行かれる方は大変ですけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、開会に先立ち町長から挨拶をいただきます。

町長。

町長 皆さん、おはようございます。

初集会のほうも昨日の日曜日をもって全ての23区を終わつたと認識しております。総会だとか新旧役員の交代だとか、いろんな名前で開催されておりますけれども、無事に終わったということでもあります。4年ぶりに来賓として出席をさせていただいたということでもあります。

それで新しい区長さんが決まってきましたと、新区長会議は4月9日1時半からということで決まっておりますが、3月の定例区長会議が終わるといつも年度末の懇親会、お別れ会をやるわけですけれども、ちょっと理由がありまして3月27日が総務課で事務局

クリスマス区長会の懇親会ということで、午後6時15分から開催されるということまで決まっておるところでございます。

この3月の定例区長会が終わった後、懇親会ができなかったのは御存じのように3月14日に行われましたNHKの新・BS日本のうたの公開収録があったということで、参加される方もお見えになるということで延期したわけですけれども、このNHKの新・BS日本のうた、70周年の記念事業ということで公開収録が行われたわけでありすけれども、6倍から7倍近い応募をいただいて北海道、九州から参加された方も多いということで、私の近くの席の前も長野県の方が私に声をかけてくださったということで、そういうことかということをも改めて感慨深く思いましたけれども、やはり遠くからの方にたくさん幸田町を知っていただいたときにタクシーの不便さとか、予約してもなかなか当日は来なかったとか、帰るときに長蛇の列があったとか、やっぱり改めて全国からいろいろ集まってくるような諸行事をするときは、やっぱり来られる方々の利便性ということも含めまして考えるべきことがあるかなと。ただ駐車場がたくさんあるというだけでは済まないこともあるかなというところはちょっと考えさせていただきました。

なお、これは4月以降に放送されるわけでありますので、4月7日の午後7時半からBSプレミアム4Kというところで放送されるといっておるところでございます。再放送も3回ございますので、再放送を見ていただくということにおきましては4月13日、4月19日、BSのプレミアム4Kというところでありますけれども、4月13日、4月19日に、NHKのBSでは4月14日ということで、4月7日を見逃されても13日、14日、19日と4月に見られるというところを報告させていただきたいと思っております。

町民の方も大勢お見えでありました、大変喜んでいただけました。のど自慢大会とは別に11名の歌手の方々がすばらしい歌声と演出をしていただきまして、休憩なしで2時間ぶっ通しで収録したということであったと思います。

それから岩堀の住民広場が出来上がりました。4月から使っていただきます。竣工式、神事ともに無事に終わっておりまして、災害集落であります岩堀の方々にコミュニティーの活躍の場として、またスポーツ等々を含めて活用いただけるとありがたいなと思っております。3月16日に竣工式を行ったものでございます。

それから県の企画調整部が行いますスマートシティモデル事業報告会というのがございまして、これが3月22日に行われます。これは県の企画調整部が行います、6市1町が行っておりますモデル的なスマートシティ事業ということで、あらゆる事業でデジタル化を進めるための事業でございます。

これの報告会に町の職員が行きますけれども、幸田町は御存じのように、幸田町のテーマは高齢者の移動支援タクシー料金助成制度ということで、御存じのように70歳以上の方にICカードを渡して、30人の方をモデルにしながら2業者あるタクシーの業者の方々にICカードを渡すことによって、今まで以上に紙ベースよりも簡単に手続をして乗り降りするということの成果ということでございます。

この事業につきましてはタクシー業者のほうからも、アプリがちょっと字が小さくて残高の確認がちょっとややこしいということもありますし、また多少の利用者と事業者の御意見もたくさんいただいておりますが、結果的にはかなり利用がタ

クシー業者、そして利用者ともうまくできたほうではないかなということで、よりよい制度に向けてまた次年度にもつなげていきたいわけでありますけれども、このデータを見ます限りは、どのぐらいの料金のお金をその実際のモデルの方々が使っていたかかなといいますと、大体1,700円ぐらいから2,000円ぐらいの平均値で御利用されたというようなデータが出ております。

この結果につきましても、また後日に報告が終わりましたら皆さん方にも報告をさせていただきますけれども、やっぱりデジタル化事業の推進に向けて高齢者がよりよい活用ができるような仕組みにつなげていきたいなと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

あと2点でございます。人事異動を3月22日に内示として行わせていただきます。それから先ほど委員長様からお話がありました、内灘への職員派遣等々につきましては、1回目の報告以降、報告をしておりませんので、議会の閉会日にはその後の派遣状況等、また今後の予定等もある程度決まっておれば報告をさせていただく、紙ベースで資料を出させていただきたいなと思っておるところでございます。以上、報告をさせていただきます。

本日は付託されました8件の単行議案について、よろしく慎重審議のほどお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務教育委員会を開会いたします。

開会 午前 9時10分

委員長 これより、議事に入ります。

さきの定例会本会議において、本委員会に付託された案件の審議を行います。

初めに、第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議において説明は終わっておりますので、特に補足説明がありましたらお願いします。

D X推進担当課長。

D X推進担当課長 第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

第3号議案に係る補足説明については、特にありません。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、議事に入ります。

質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論につきましては、本会議で行っていただくこととし、委員会では省略させていただきます。

それでは、採決いたします。

第3号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第3号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

人事秘書課長。

人事秘書課長 第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

委員長 それでは、質疑に入ります。

何かありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第4号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

人事秘書課長。

人事秘書課長 それでは、第5号議案につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては11ページ、12ページ、議案関係資料につきましては12ページ、13ページ、また議案説明会資料につきましては4ページ、また質疑、事前要求資料も併せて御参照ください。

第5号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

補足説明といたしましては、議案質疑においても答弁をさせていただきましたが、今回、特別職報酬等審議会への諮問をいたしましたのは、国において特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことを受けてのものでございます。

例年、人事院勧告を受けて一般職の国家公務員の給与改定がされる際に、特別職の国

家公務員のボーナスについては毎年一般職と同様に引上げ、引下げの改定がされてきております。

一方で、特別職の国家公務員の月例給については、一般職の国家公務員のように毎年のように改定されてきたわけではなく、平成27年に引上げがあった以降、昨年まで7年間改定がなく据え置かれてきており、今年度は7年ぶりに月例給の引上げがなされた状況でございます。

国において一般職と特別職の給与の均衡を図るために、また賃上げの流れを止めないためにということで、しばらく据置きになっていた特別職の国家公務員の月例給が改定されましたので、このタイミングを受け本町におきましても特別職報酬等審議会に諮問をさせていただきました。

また、国においては賃上げや物価高騰の状況を鑑み、首相と政務三役が給与改定に伴う増額分を国庫に返納するとのことですが、国においては今回の特別職の給与について一般職の職員同様、令和5年4月1日に遡って改定をしております、その4月に遡って改定された今年度中の増額分を返納するとのことでございます。

一方で、本町におきましては特別職報酬等審議会からの答申によりまして、改定の実施時期について町民への配慮のため、国家公務員の特別職のように遡及適用することはせず、令和6年4月1日から適用するというようにさせていただきたいと考えております。

なお、今御説明した内容は、この後の2議案にも共通の内容となります。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

13番、笹野君。

13番笹野康男君 この議案は5号も6号も一緒ということで7号までですか、共通として質問、質疑といいますかお願いといいますか、確かめたいと思っております。

先ほど課長のほうから国の特別職の引上げという問題でいろいろ問題があると、こういう話が出たんですけれども、やっぱり社会全体として最低賃金等々が挙げられ、なおかつ本年度も今年も要するに賃上げということで、景気をよくするためにもやはり5%程度が連合のほうでも決められてきたという話を聞いております。

そういう中で、本町の特別職の要するに議員、町長、副町長、教育長の報酬も、やはり議員は16年前に上げた、そして町長等は7年前に上げてきたと、こういう経緯の中で特別審議会がなかなか、審議をされるということがなかなかなかったと私は酌んでおります。そういう中で、やはり今般、国の特別職の報酬を上げるということに鑑みて、やはり1%上げるという形で報酬審議会の中で答申をされてきたという経緯があるわけがあります。

今後、社会の状況を見ながら、やはり審議会等々は毎年審議をしていただいて、その社会状況を見ながら、やはり上げるときは上げていくという考え方をやっぱり私は持つべきだろうと思うわけであります。

そういう点で、今回はちょうどいい機会という言い方はおかしいかもしれませんが

ども、やはり審議会で審議されたとおり、やはり1%程度は僕は上げるときに来たと理解しておりますので、本当に今後もこういう形で情勢を見ながら、やはり審議会は年に最低1回は答申といいますか審議をしていただくという体制をつくってほしいなと思っております。

以上です。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 ありがとうございます。現在の成瀬町長になられてからは、特別職報酬等審議会を毎年開催しております。諮問はその都度あるわけではございませんが、そのときの状況などを村シユウシの委員様に説明をし、意見交換をするような場を設けております。

首長ですとか、あと国でいうところの首相ですとか、そういった方々の報酬の引上げというのは賃上げの流れを加速させる一つの材料となるというような話も聞きますので、そういった世の中に与える影響も大きいということも鑑みながら、今後も毎年情報提供、情報共有をしてまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

委員長 13番、笹野君。

13番笹野康男君 私もそういう感じで、やはり常に社会の情勢を見ながら考えていくということは当然必要だと思います。幸田町の議員の報酬は愛知県の中でも上のほうだと私も理解しております。でも町長のほうは真ん中ぐらいの報酬だと、このように聞いておりますけれども、ただ議員の場合は人口的に計算していきますとちょうど中間ぐらいになってくるんです、今の30万の報酬は、と私はいろいろ計算しましてそういう数字が出ております。ですから幸田町が特別高いというわけではない、人口的に考えたときには高くはない、私はそのように見ております。

今回はいい機会にこういう判断をされたと、答申をされたということを私は理解しております。今後もそういう感じで審議会等々は十分に議論をしていただくということをお願いして・・・ます。

委員長 人事秘書課長。

人事秘書課長 ありがとうございます。引き続き、毎年報酬審を開催して情報共有を図りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第5号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第5号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

人事秘書課長。

人事秘書課長 第6号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてにつきましては、先ほどの第5号議案と同内容でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第6号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第6号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

人事秘書課長。

人事秘書課長 第7号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてにつきましては、先ほどの第5号議案と同内容でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第7号議案 幸田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第7号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案 幸田町情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

総務課長 第8号議案 幸田町情報公開条例の一部改正についてであります。

第8号議案に係る補足説明は特にございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第8号議案 幸田町情報公開条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第8号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案 幸田町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。特に補足説明がありましたらお願いします。

防災安全課長。

防災安全課長 第9号議案 幸田町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

第9号議案に係る補足説明については特にございません。どうぞよろしくお願ひします。

委員長 それでは、質疑に入ります。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 前回確認されてますが、二、三点確認させてください。

この5条、地方公共団体は基本理念にのっとり犯罪被害者等の支援等に関し、国との役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ施策を策定し及び実施する責務を有するという条文があります。この中で先日も遺族には30万、10万、2.5万という形のお話がありましたけれども、これは県と国もありますし、そういった面で県がするから幸田町はしないとか、そうではなくてこれは別個のものですねということの確認をお願いいたします。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 委員おっしゃるとおり国も出しますし県も出しますし、重ねて幸田町も出します。そのような、支援については・・・ございます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 次に、国では毎年国会において政府がそういった応じた犯罪被害者等のための施策について報告をしなければならんというような規定がありますがけれども、やはり幸田町においてもそういったものは議会なり関係する区長会なりとか、そういったところに報告するという事は予定されてるんですか。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 今回の条例は理念条例でありまして、議会だとかの団体に説明するというようなことは特段設けておりません。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 そうしますと個人情報にもいろいろ影響してくると思うし難しいところだと思ふんですけれども、ただ事件とかそういったものについては、こんなことがあつてうちは今でも首都圏を出てるんですけれども、その程度の報告にとどまるという形の解釈でよろしいですか。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 そういった事件があった場合に、恐らくこの支援金なりを支払うというようなことが発生してくると思います。そういったときにはそういった形で議会のほうには報告していくかなと想定しております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 分かりました。やはり大切なことですので、個人情報や踏まえながらやはりそういった事件の内容、事故の内容というのはやはり今後の防止のためにも必要だと思いますので、適宜に情報公開をお願いしたいと思います。

それとあとこの条例の中に事業者の責務というところがあって、これは事業者の皆さんにはどういう形でお願い、協力を求めるのか、その内容を教えてください。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 事業者の責務でございます。これは犯罪被害に遭われた方というか、当面の間、捜査に関する事情聴取だとか、裁判をするようなところになるとそういった出向・・・、会社を休まなければいけないというような事態があります。そういったことへの就労に対する御理解、御協力いただけるようなことに努めていただくというような形で可能な限りお願いしたいというようなことを定めております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 そうしますとこれは今の話ですと定めているというのは分かりましたけれども、事業者等はこういったことが決まったよということを町内の事業者にどういう形でお知らせするんですか。

例えば商工会を通してだとか、こういう条例をつくったので事業者の方も協力くださいという話は当然しなければならんと思うんですけれども、その辺の話の持っていき方というか伝え方はどのようになるんですか。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 現在、この周知に関しましては広報だとか、そういったことの周知を今考えております。

商工会だとかと中小、大企業の方への訪問だとか、そういったことはちょっと今のところは考えておりません。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 そういったことは起きてはならんことですがけれども、事前にそういったせつかくの条例をつくるわけですので、予算を町民の方を含めて事業者の方にも十分協力を願えるような体制をしっかりと組んでやってほしいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長 防災安全課長。

防災安全課長 ありがとうございます。市では、もしそなんじゃないですけど、町では初めてでございます。そういったことも含めて広く周知していきたいと思っております、・・・

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第9号議案 幸田町犯罪被害者等支援条例の制定についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第9号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

特に補足説明がありましたらお願いします。

予防防災課長。

予防防災課長 第10号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

議案書は23ページから24ページ、議案関係資料は22ページから25ページ、また議案説明会資料は9ページであります。

今回、危険物製造所等設置許可申請手数料の改正の対象となる施設につきましては、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンク及び浮き蓋付き特定屋外貯蔵タンクについてであります。幸田町にはこのような該当施設はございません。

補足説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

それでは、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、これをもって質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決いたします。

第10号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は、原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

審査結果報告書の作成については、私に御一任いただきたいと思います。

以上で、総務教育委員会を閉会といたします。

閉会 午前 9時34分

委員長 閉会に当たり、町長の挨拶をお願いします。

町長。

町長 ただいま付託されました8件の単行議案について、慎重審議をありがとうございました。

特に、特別職の報酬等につきましては、住民の方々等、広く理解を得られるような形で、また特別職報酬等審議会にも今後は継続的に様々な情報提供をすることによつて的

確な答申を求めていくような取組もしっかりとしていきたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。

委員長 熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

これにて散会いたします。

散会 午前 9時35分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和6年3月18日

総務教育委員会
委員長